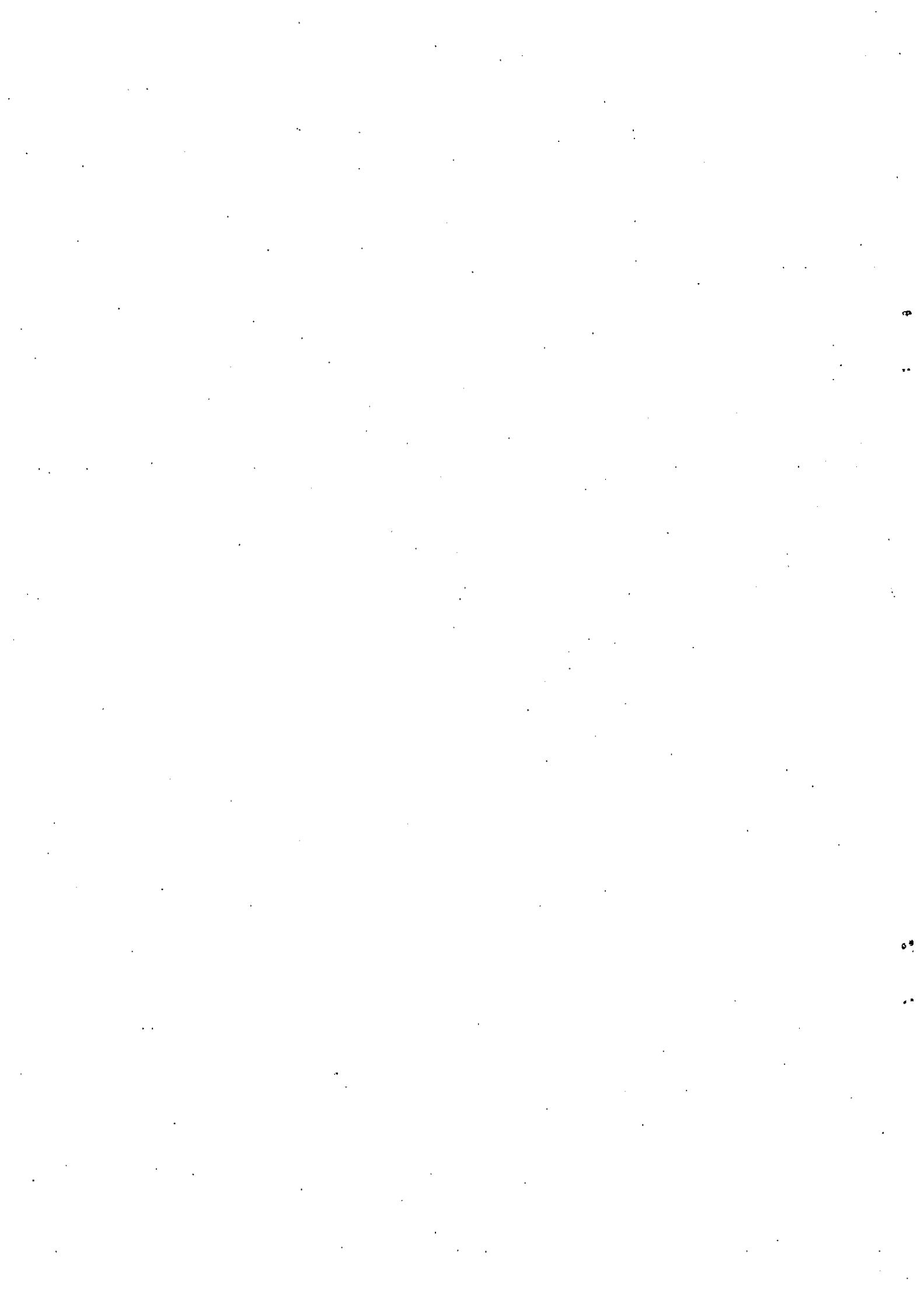


尼崎市総合計画

ひと吹き  
まち吹き  
あまがさき

2013—2022



# ひと咲き まち咲き あまがさき

この新しい総合計画は、  
これから尼崎市がどんなまちを目指して、  
どのようにまちづくりを進めていくのか、  
その方向性をいろんな人達と共有し、  
ともにまちづくりを進めていくためのものです。

## — ひとが咲く —

人々が、健康で安全・安心な生活を送る中で、  
みんなが支えあい、そして、  
一人ひとりが成長し、活躍する。

## — まちが咲く —

まちに生きづく人々、産業、歴史、文化。  
そんなあまがさきのチカラ、財産を活かし、  
まちに活気を生み出していく。

あまがさきで、人々が、まちが、  
花を咲かせ、実を結び、種を残し、  
また次の花を咲かせていく。

こうした思いを込めて、この計画を  
「ひと咲き まち咲き あまがさき」  
と表現しました。

私たちのまちは、平成28年に  
市制100周年という、大きな節目を迎えます。

100年を越えて  
このまちに関わる人たちが、もっと咲くように  
これからも、ずっとこのまちが咲き続けるように  
そんなまちづくりをめざしていきます。

# 尼崎市総合計画



## I はじめに ..... 4

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1 総合計画策定の考え方 .....            | 4 |
| (1)これまでの総合計画と尼崎市を取り巻く状況 ..... | 4 |
| (2)これからの中づくり .....            | 5 |
| (3)総合計画の策定 .....              | 6 |
| 2 総合計画の構成と期間 .....            | 7 |

## II まちづくり構想 ..... 10

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 策定の趣旨 .....                  | 12 |
| (1)「ありたいまち」を示す .....           | 12 |
| (2)まちづくりの進め方を示す .....          | 12 |
| 2 構想の期間 .....                  | 12 |
| 3 ありたいまち .....                 | 12 |
| (1)人が育ち、互いに支えあうまち .....        | 13 |
| (2)健康・安全・安心を実感できるまち .....      | 14 |
| (3)地域の資源を活かし、活力が生まれるまち .....   | 15 |
| (4)次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち ..... | 16 |
| 4 まちづくりの進め方 .....              | 17 |
| (1)市民主体の地域づくり .....            | 17 |
| (2)ともに進めるまちづくり .....           | 18 |
| (3)まちづくりを支える行政のしくみづくり .....    | 18 |
| 5 人口・土地利用に関する考え方 .....         | 19 |
| (1)人口 .....                    | 19 |
| (2)土地利用 .....                  | 20 |

## Ⅲ まちづくり基本計画 ..... 22

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| <b>1 策定の趣旨</b>        | 24  |
| (1) 施策の方向性を示す         | 24  |
| (2) 各主体の役割についての考え方を示す | 24  |
| (3) 計画の進め方を示す         | 24  |
| <b>2 計画の期間</b>        | 24  |
| <b>3 施策体系</b>         | 25  |
| (1) マトリックス型の施策体系      | 25  |
| (2) 施策間の連携            | 25  |
| (3) 施策の概要             | 27  |
| (4) 施策ネットワークのイメージ     | 29  |
| <b>4 施策別の取組(各論)</b>   | 33  |
| 各論の構成(施策の見方)          | 33  |
| 施策ごとの取組(20施策)         | 35  |
| <b>5 主要取組項目</b>       | 75  |
| (1) 主要取組項目について        | 75  |
| (2) 主要取組項目の取扱い        | 75  |
| (3) 主要取組項目に関する施策間の連携  | 75  |
| ①人の育ちと活動を支援する         | 77  |
| ②市民の健康と就労を支援する        | 77  |
| ③産業活力とまちの魅力を高める       | 78  |
| ④まちの持続可能性を高める         | 78  |
| <b>6 行政運営</b>         | 79  |
| (1) ともにまちづくりを進めるために   | 79  |
| (2) 市民生活を支え続けるために     | 79  |
| (3) 行政運営の実効力を高めていくために | 80  |
| <b>7 計画の推進</b>        | 81  |
| (1) 施策の評価             | 81  |
| (2) 施策の重点化等           | 82  |
| <b>資料収録</b>           | 84  |
| 1. 時代認識と尼崎市の現状        | 85  |
| 2. 総合計画にかかるこれまでの取組経過  | 99  |
| 3. まちづくりに関する市民意識      | 101 |



# I. はじめに

## 1 総合計画策定の考え方

### (1)これまでの総合計画と尼崎市を取り巻く状況

#### ■ これまでの総合計画

尼崎市では、総合的・計画的行政を運営し、まちづくりに取り組んでいくため、その時々の社会情勢を踏まえながら、これまで4次にわたり「基本構想」を策定してきました。第4次の基本構想は、21世紀の四半世紀（平成37年（2025年））を展望し、平成3年（1991年）11月に策定されたものです。

しかし、その後の本市を取り巻く社会情勢は急速に

変化し、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災からの復旧・復興、第4次基本構想の策定当時に重視された都市課題と国の景気対策が背景となって進められた都市基盤の整備、さらには、長期にわたる国内の景気低迷等の影響を受けた財政状況の悪化など、策定当時には想定されなかった状況になっています。

#### ■ 尼崎市を取り巻く状況

近年、国全体では、人口の減少が現実のものとなり、今後も少子化・高齢化の一層の進行により、人口の年齢構成や世帯類型<sup>\*38</sup>の構成が変化していくなかで、尼崎市においても、家族や地域コミュニティの状況が変化していくことが見込まれます。また、経済については、かつてのような発展は見込みにくく、税収の増加は期待しにくい状況ですが、高齢化に伴う医療や介護といった社会保障関係の費用は増大していくものと見込まれます。

また、経済活動のグローバル化が進み、情勢の変化が激しいなかで、これまでの経験を基に将来を予測することは難しい状況にあります。

一方、成熟社会を迎える市民生活においては、生活様式や就労形態、価値観の多様化が進み、それに伴って、行政サービスへのニーズだけでなく、人々が生活を送る上でのニーズも多様化してきています。また、情報社会の進展により、人と人とのつながり方もさまざまな形をとるようになっています。

## (2) これからのまちづくり

### ■ 時代の転換期

21世紀に入り10年余りが経過しましたが、この間、時代が大きく変わっていくなかで、高成長を背景とした大量生産・大量消費等といった拡大型、いわゆる20世紀型の社会経済システムからの転換が十分に図られず、国全体が模索を続けてきた期間であったと思われます。

しかし、一方では、「新しい公共」という言葉に見られるように、社会への貢献や人とのつながり等を通して心の豊かさを感じるといった価値観や、自分たちの住む地域は自らの力でよくしていくといった活動の萌芽も膨らみつつあったと思われます。

このようななか、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災では、想定をはるかに超える甚大な被害が引き起こされました。

私たちは、この震災を機に、可能な限りの防災機能の向上に努めながらも、想定を超える災害が起こること

とも前提にして、市民、事業者、行政が連携を図りながら、それぞれが役割を担い、発生後の被害をいかにして最小限に食い止めるか、また、被災後の支援や援助をどのように行っていくか、という「減災」の視点に立った対応が重要であることを改めて学びました。

市民一人ひとりが、また、行政を含めたさまざまな団体、組織等が、日常の生活や活動のなかで、有機的な連携を図り、それぞれにできることに取り組みながら、つながりを強め、まちの力を高めていくことは、災害への対応だけでなく、平常時におけるまちづくり全般にも通じる基本姿勢であり、今後さらに重要性が高まると考えられます。

これからの中年は、このような活動や取組の萌芽を開花させていかなければならぬとても重要な転換期にあって、まちづくりについて、改めて考えていかなければならない時期を迎えています。

### ■ 「ありたいまち」の共有

時代の変化が激しく、先が読みにくいなかでは、前提となる諸条件を長期的に仮定し、対応策を積み上げ、それに基づいてまちづくりを進めていくことが難しい状況にあります。

こうした状況の下で、まちの活性化を図り、尼崎の魅力を高めていくためには、尼崎市の現状を踏まえながらも、まずは「将来、どんなまちでありたいのか」(=ありたいまち)を市民、事業者、行政で共有することが大事です。

その上で、「ありたいまち」の実現に向けて、具体的

な課題や資源を把握し、さらに状況の変化を踏まえながら、それぞれができることに取り組んでいくことで、激しい時代の変化にも対応しやすくなるものと考えられます。

加えて、「ありたいまち」を共有することで、今後起こってくるさまざまな事態への対処に追われるだけでなく、その実現に向け、時間をかけて取り組む必要のある課題に、一貫した対応を取っていくことも可能となってきます。

### ■ 「あるもの」と「つながり」を活かす

成熟した社会においては、尼崎市がこれまで培ってきた歴史・文化、産業、環境、人材等の、「いまあるもの」や「まだ潜在しているもの」に磨きをかけ、活かしていくことが、より大切になります。

あわせて、市民ニーズが多様化するなかでは、さまざまな立場・世代の異なる人がともに暮らし、それぞ

れが能力を発揮しながら、ともにまちの将来を築いていくことが不可欠です。

そのためには、人と人とのつながりを重視し、知恵と情報をうまく使っていくこと、さらに、それらを活用することによって、まちづくりを進めていく力を生み出すことが必要です。

### (3) 総合計画の策定

#### ■ ともに将来を築いていくための計画

市民、事業者、行政が互いに協力して、ともに尼崎市の将来を築いていくためには、その過程でみんなが共有でき、一定期間変わることのないよりどころとなるものを、形として示していくことが不可欠です。

一方、国においては、「国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進する」という趣旨で地方分権改革が進められつつあります。

このような全国的な改革の流れも積極的に捉え、長期を展望した尼崎市の将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」と、それを実現させるための施策ごとの取組方向を示した「まちづくり基本計画」

を一体とした、あらたな総合計画を策定します。

この計画を通じて、市民、事業者、行政がめざす「ありたいまち」の姿と、まちづくりを進めていくための基本的な考え方や互いの役割を共有したいと考えています。

さらに、行政としては、尼崎市のめざす方向を明確にすることで、市政運営に中長期的な目標を与えるとともに、施策の重点化方向を示し、市民の生活を支え続けるために規律のある財政運営に努めながら、まちづくりに取り組んでいきます。

この計画をよりどころとして、互いに協力し、工夫しながらまちづくりを進めることで、まちの活性化を図り、尼崎の魅力を高めていきたいと考えています。

## 2 総合計画の構成と期間

この総合計画の構成と期間を次のように定めます。

### (1) まちづくり構想

#### ① ありたいまち

当面の10年間、尼崎市として実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者の皆さんと行政とで共有していきたい「ありたいまち」の姿です。

#### ② まちづくりの進め方

「ありたいまち」をめざして、まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢を示すものです。

### (2) まちづくり基本計画

市民、事業者、行政のそれぞれが「ありたいまち」の実現に向けて取り組んでいくための分野ごとの取組の方向性を示しています。

「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、10年間の「まちづくり構想」としてまとめています。

「まちづくり基本計画」は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組のねらいや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、その期間を5年間としています。

この「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」をもって、尼崎市総合計画とします。

# 総合計画

## まちづくり構想

10年間

平成25～34年度

### ありたいまち

市民、事業者、行政が、まちづくりを進めていく上で共有する  
将来のありたいまちの姿。

### まちづくりの進め方

「ありたいまち」をめざして、ともにまちづくりを進めていく上  
で、大切にしていく基本的な考え方、取組の姿勢。

「ありたいまち」は、  
施策を考える上での  
基準

実現に  
向けた手段

「まちづくりの進め方」は、  
施策を展開する上で  
共通する考え方

## まちづくり基本計画

5年間

前期計画：平成25～29年度

後期計画：平成30～34年度

施策体系

施策ごとの  
取組方針

行政運営  
の視点

実現に向けた  
具体的手段

実施する事務事業を  
考える上での基準

まちづくり基本計画を踏まえた事業展開  
(予算)

社会経済情勢  
財政収支見通し

時代認識と尼崎市の現状（「資料編」参照）  
市民懇話会提言『だから、あまがすき。』

時代の変化への対応（後期計画策定作業）



# まちづくり構想

平成25年度～平成34年度  
( 2013 - 2022 )



## II. まちづくり構想

### 1 策定の趣旨

社会経済情勢や政治的な情勢の変化があっても、一定期間変わることのない、市民、事業者、行政が、協力して尼崎市の将来を築いていくための共通のより

どころとなる、基本的なまちづくりの方向性を示すものとして定めるものです。

#### (1) 「ありたいまち」を示す

尼崎市は、将来どういうまちになっていったいのか、その「ありたいまち」の姿を示します。

#### (2) まちづくりの進め方を示す

「ありたいまち」に近づくための取組をどのように進めていくのか、その基本的な姿勢を示します。

### 2 構想の期間

平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10か年とします。

まちづくり構想は、長期を展望した尼崎市の将来のありたいまちの姿を示すものですが、経年による本市

を取り巻く諸条件の変化を考慮するため、一定期間をもって、必要に応じ見直しができるよう、当面10か年を期間としています。

### 3 ありたいまち

尼崎市の将来の姿として、4つの「ありたいまち」を示しています。

この4つの「ありたいまち」は、「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力が暮らしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で構成しています。

その実現に向けた取組を進めることで、本市が、住みつけたい、住んでみたい、と思われる魅力的なまちになることをめざします。

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりのさまざまな分野における取組については、本市の現状や課題等を踏まえながら、まちづくり基本計画において示していきます。

なお、この「ありたいまち」は「時代認識と尼崎市の現状」(資料編参照)に示しているような、本市の歴史的な背景や取り巻く状況を踏まえたものです。

また、公募市民からなる尼崎市総合計画市民懇話会において「将来、尼崎市はこんなまちになっていたい」という思いを基にまとめた提言の内容も踏まえたものであり、「ありたいまちを考える背景」として4つの「ありたいまち」とともに記載しています。

## (1) 人が育ち、互いに支えあうまち

学校教育や生涯学習、家庭生活や地域でのさまざまな活動等を通じて、未来を担う子どもや地域社会を担う人材が育ち、子育てや介護、防犯といったことから、災害等の緊急事態への備えまで、くらしの色々な

場面で幅広い年代・立場の人人が互いに支えあうことのできる、人と人との豊かなつながりがあるまちでありたい。

### ありたいまちを考える背景

#### 時代認識と尼崎の現状

少子化・高齢化の進行や社会経済情勢の変化に伴い、コミュニティの希薄化など地域社会が変化しつつある。

高齢者や不安定な就業環境にある人々の増加、世帯構成の変化は、互いに支えあい、つながりを保つ必要性を高める。

情報技術の発達と普及により、個人や小規模な団体でも、福祉や環境、まちづくり等さまざまな活動が可能になっている。

家庭や学校だけでなく、地域を含め、年代を超えて自ら学べ、お互いが学びあえる環境が求められている。

#### 方向性

子育てや介護など、個人や家庭で抱える問題をめぐらしても、社会で抱える問題をめぐらしても、地域で支えあうことによって、よりよいまちづくりをめぐらすことができる環境が必要である。

地域で支えあうことによって、年齢や性別、文化や言語の異なる人々の居住構造にかかる問題を解決していく流れで、よりよいまちづくりができることが必要である。

北摂の立地やいいところがありをつくるためには、また、それらの活動を支える人を育てることが重要である。

### 人が育ち、互いに支えあうまち



#### 市民懇話会での将来像(提言書「だから、あまがすき。」より)

- 学びたい気持ちに応えてくれるから
- 学校での学習環境の整備に加え、家庭や地域も含めたよりよい環境をはぐくむまち
- 生涯を通じて学習できる環境が充実したまち

- 地域に個性が活かされているから
- 地域の個性を活かしたまつりが楽しめるまち
- 一緒にまちづくりができるから
- 市民と行政がともに動くまち

## (2) 健康、安全・安心を実感できるまち

生涯にわたり社会に参画できるように、市民一人ひとりが健康であるとともに、安心して学び、働き、生活し続けられる安全な環境が、行政の責任と地域の支えあいによって実現しているまちでありたい。

### ありたいまちを考える背景

#### 時代認識と尼崎の現状

消防・防災をはじめ、市民の健康、安全・安心を確保することは、市民生活を守る上で最も重要なことである。

意欲を持ちながら安心して暮らすために、また次世代を育成するためにも、安定した就労による経済基盤の維持は重要である。

人口の年齢構成の変化や、市民ニーズの多様化から、福祉等を中心に、従来の行政サービスだけで市民生活を支えることが難しくなってきている。

年齢にかかわらず健康で自立した暮らしができることは、社会の活力の増進や市民負担の軽減、社会保障制度の維持にもつながる。

### 方 向 性

生活の質を守る観点から、雇用状況の悪化を防ぎ市民サービスを維持する観点から、市民の健康、安全・安心を守ることが必要である。

安定した仕事と就労、健康を保ちながら働くことができるまちを実現するなかで、個人としての安心とは、社会としての安心を両立させていくことが必要である。

### 健康、安全・安心を実感できるまち



#### 市民懇話会での将来像(提言書「だから、あまがすき。」より)

健康でいきいき暮らせるから

- 誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるまち

安心して働き続けられるから

- 地元で安定した仕事に就き、働くことができるまち

### (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

これまで培われてきた多様な歴史・文化資源、産業集積、地域の人材等の尼崎の個性を活かし、時代のニーズに応える新たな活力を創造していくことで、地域において産業、雇用、消費が生まれ、域外との

交流が活発に行われるまち、そして、これらの魅力を発信することで、「あまがさきのよさ」が知られ、市民であることを誇りに思えるまちでありたい。

#### ありたいまちを考える背景

##### 時代認識と尼崎の現状

大都市圏に位置する地理的な優位性とともに、最先端の産業を担う企業や高い技術力を持つ企業等の産業集積がある。

高い生活利便性は大きな魅力である。また、高齢化の進行等に伴う生活支援サービスや環境配慮へのニーズの高まりにより、新たな雇用が生まれる可能性がある。

歴史・文化等の地域の資源が、まちの活力につながる可能性がある。また、既存の公共施設は、さまざまな市民活動の場として、より活用できる可能性がある。

情報技術の発達や手段の充実により、多様な資源を発掘し、地域の魅力を高める情報として編集し、発信していくことが容易になっている。

#### 方 向 性

産業の活性化によって生まれたヒト・モノ・カネと市町村が連携することで、雇用・所得・消費を創出し、まち全体の活力を生み出していく必要がある。

歴史・文化をはじめ、産業や生活利便性を含めた地域資源を活用、発信し、活力と魅力のある、住み慣れたまち、住みてみたいと思えるまちに向けていく必要がある。

#### 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち



##### 市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

まちに元気がみなぎっているから  
●地元の市場や商店街の活性化により、  
地域がにぎわうまち

歴史・文化が生きているから  
●歴史・文化に親しめるまち

地域に個性が活かされているから（再掲）  
●地域の個性を活かしたまつりが楽しめるまち（再掲）  
●長所を活かし、発信できるまち

## (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

私たちが受け継いできた自然環境や人材、都市基盤等の社会や市民生活を支えている財産や資源を、次の世代に引き継いでいくために、市民生活や経済活動、行政活動をできるだけ将来的な負担の少ない持

続可能なしくみに変えていくとともに、そのための課題を市民、事業者、行政が共有し、ともに解決に向けて継続して取り組んでいくまちでありたい。

### ありたいまちを考える背景

#### 時代認識と尼崎の現状

環境問題は、将来世代の生活環境に影響を与える重要な課題である。

尼崎市には、市民の熱心な活動と、事業者、行政の取組により、深刻な公害問題を改善させてきた実績がある。

財政状況の構造的な悪化は深刻な状況になっており、将来世代の市民サービスに影響を与える重要な課題である。

道路や上下水道、学校など、これまで整備してきた都市基盤や公共施設が次々と修繕・更新が必要な時期を迎える。

#### 方向性

公害問題を改善してきた経験から、温暖化問題等への協働での取組を活かし、よりよい生活環境の創出を取り組んでいく必要がある。

将来世代に残すまち、よりよいまちを引き継いでいくために、問題を先取りしない行動的取組が必要である。

市民の生活を支える都市基盤や公共施設は、市民生活の質的・量的向上をめざして再配分・修繕・更新を進める中で、機能の向上を図っていく必要がある。

## 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち



### 市民懇話会での将来像(提言書「だから、あまがすき。」より)

みんなが環境でつながっているから

- みんながつくり、発信する花のまち・エコのまち

一緒にまちづくりができるから(再掲)

- 市民と行政がともに動くまち(再掲)

## 4 まちづくりの進め方

「はじめに」で示したような状況のなかで、「ありたいまち」は行政の力だけでも、市民や事業者の力だけでも実現できるものではありません。

「ありたいまち」に近づくためには、市民は日々の生活や地域でのさまざまな活動のなかで、また、事業者は社会経済活動のなかで、このまちを住みよい、活力ある魅力的なまちにしていくことに、ともに取り組んでいくことが必要です。

そして、行政は、公共サービスを提供することにあわせて、まちづくりに関するさまざまな情報を収集、活用し、知恵を働かせて、市民や事業者が活躍でき

る場やしくみを整えながら、多様な活動を結び付け、支援していくことが必要です。

また、行政における收支バランスの維持や、それを前提とした行政サービスの継続的な提供は、市民や事業者の活力に基づく地域経済の活性化と行政の創意工夫の上に成り立つもので、それぞれの取組は一体の関係にあるといえます。

このように、市民、事業者、行政のそれぞれの力が発揮されることで、初めて「ありたいまち」に近づいていくという認識のもと、尼崎市として、次の3つを重視したまちづくりに取り組んでいきます。

### (1) 市民主体の地域づくり

#### ■ 地域での **つながりづくり**

今後の更なる高齢化の進行等によって、地域コミュニティの維持・形成に関する課題が大きくなるなか、身近な地域における支えあいがより一層求められます。

そこで、地域において、住民が互いに支えあえるコミュニティづくりに向け、さまざまな主体によるネットワークの形成に取り組みます。

#### ■ 市民参加の **地域づくり**

多様化する地域課題の解決に当たっては、行政が全市域一律で対応するよりも、住民が身近な地域において、その地域のニーズや特性に応じて取り組む方が、より効果的な場合があると思われます。

そこで、地域の住民自らが、身近なつながりを広げていくなかで、地域におけるネットワークを築きながら、主体的にまちづくりについて考え、課題を解決していく地域づくりに取り組みます。

#### ■ 地域づくりに取り組む **人づくり**

これらのこととを実現していくためには、まちづくりに積極的に参加する人がはぐくまれることが重要です。

そこで、市民一人ひとりが地域社会の一員であること

を意識し、地域をよくしていくために自らができるを考え、行動するよう努めるとともに、そのような人が増え、必要な能力を身に付けていけるよう取り組みます。

## (2) ともに進めるまちづくり

### ■ 情報の発信と市政参画の促進

市民や事業者とともに「ありたいまち」に近づいていくため、行政は施策の成果や課題を共有できるよう、分かりやすい行政情報の提供に努めます。また、市

民からの意見や評価を取り入れながら市政運営に努め、市民や事業者の参画を進めます。

### ■ 課題の共有と役割分担

公共サービスという視点では、これまで行政が多くの部分を担ってきました。しかし、「ありたいまち」に近づくための「まちづくり」という視点からは、異なる立場にある市民、事業者、行政が課題を共有し、連携しながら、それぞれの特性を活かした役割を果たすという協働の取組へと転換することが必要です。

そこで、まちづくりを進めるに当たっては、「行政が

主体的に取り組むこと」「それぞれの協働によって取り組むこと」「市民や事業者の主体的な活動によって取り組むこと」があることを、それが意識し、各施策において、それが果たす役割を考え、お互いに協力し、補いあいながら、ともにまちづくりに取り組みます。

## (3) まちづくりを支える行政のしくみづくり

### ■ 行政改革の取組

行政は、市民や事業者の力がより發揮されやすい環境をつくっていくことに取り組み、市民や事業者とともに、尼崎市の長所を活かしながら、まちの課題の改善に取り組みます。

施策を効率的に実施し「ありたいまち」に着実に近づいていくため、施策の目的を明確にするとともに、「市民生活にどのような効果があったか」という視点で成果を捉えて施策を展開していきます。

### ■ 財政健全化の取組

市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化等に努め、まちの発展や税収の確保を図ります。また、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、財政の收支均衡を図り、自治体として自律的

な運営を維持し、将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。

### ■ 広域的な連携

市民の生活や社会経済活動が日常的に市域を越えて行われているなかで、災害対策や産業振興といった広域的な課題に対しては、市域におけるつながりを重視するだけでなく、近隣市や他地域とのつながりにお

いて尼崎市が担うことができる役割を踏まえ、必要に応じた連携を図りながら取り組んでいきます。

## 5 人口・土地利用に関する考え方

### (1) 人口

#### ■ 人口の傾向

全国の人口は、平成19年（2007年）を境に減少に転じています。

今後も、未婚化、晩婚化等の背景から大幅な出生数の増加が見込みにくい反面、いわゆる「団塊の世代」が高齢期に入ることで高齢者が増加するとともに、死亡数の増加が見込まれることから、人口の減少傾向は続くと考えられます。

平成22年（2010年）の国勢調査では、本市の人口は、約45万人で、そのうち0～14歳の年少人口は

約5万人（約12%）、15～64歳の生産年齢人口は約29万人（約64%）、65歳以上の老人人口は約1万人（約24%）となっています。

現状では、本市人口の年齢構成は全国と比べ、老人人口、生産年齢人口は同程度で、年少人口がやや少なくなっています。平成17年と比較すると年少人口の割合は全国を上回って減少、老人人口の割合は全国を上回って増加しています。

年齢3区分別人口構成比

|           | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 尼崎市  | 全国   |
|-----------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|------|
| 15歳未満(%)  | 20.6  | 16.6 | 14.5 | 13.5  | 13.1  | 12.0  | 12.0 | 13.2 |
| 15～64歳(%) | 70.5  | 72.8 | 72.7 | 70.2  | 67.0  | 66.1  | 64.4 | 63.8 |
| 65歳以上(%)  | 8.9   | 10.6 | 12.8 | 16.3  | 19.9  | 20.2  | 23.6 | 23.0 |

※全国と比較して、高い割合に網掛けをしている。年齢不詳を除いた構成比。

国勢調査の結果を基に、本市の将来人口を統計手法により推計すると、まちづくり構想の期間が終了する平成35年（2023年）には40万人程度に、また、

年齢構成については、生産年齢人口は60%程度に減少、老人人口は30%程度に増加、年少人口は10%を下回ると見込まれます。

#### ■ 人口から見たまちづくりの考え方

今後、本市だけでなく、全国的にますます人口減少と少子化・高齢化が進むことが見込まれます。

このようななか、まちの魅力や活力を高め、ひいて

は人口減少等の傾向を緩やかにしていくために、まちづくりを進めるに当たっては、次の3つを重視し、取り組んでいきます。

#### ● 人口の年齢構成のバランス

まちの活力の維持・向上を図っていく観点からは、人口の総数の増減だけではなく、年齢構成にも着目する必要があります。

本市の人口について、住民基本台帳等の移動の状況を見ると、社会減少による人口減は近年緩やかになってきている傾向にありますが、子育て中のファミリー世帯については、転出が転入を上回る状況が続いているです。

これまでの調査では、尼崎の良さの認知度、治安や市民のマナーへの評価、学校教育への評価、住み続けたいと思われる住まいの供給等が、この傾向の要因であり、本市の課題であると分析しています。

こうした課題に取り組み、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入を促進していくことが重要です。

### ● 交流人口

共働き世帯の増加や高齢化の進行等を考慮すると、本市の利便性や都市施設の充実度、生活のしやすさ等の利点は強みとなりえますが、居住地の選択に当たっては、あわせて、都市イメージをはじめとしたまちの魅力が同時に問われてきます。

そこで、住みづけたいと思われる魅力的なまちを

めざして、本市に多くある地域資源を活かし、まちの魅力を高めていくとともに、その魅力を積極的に発信し、多くの人に本市に訪れてもらうこと、いわゆる交流人口の増加に努め、住んでみたいと思われるまちをつくっていくことが重要です。

### ● まちづくりに取り組む活動人口

まちの魅力を高め、その魅力を発信していくためには、まち全体に活気がみなぎっていることが大切です。

そのためにも、市内のさまざまなまちづくり活動の場を舞台として、高齢者の持つ豊かな知識や経験、

また、若者の持つ活力など、それぞれの得意とする力を互いに發揮して、幅広い年代の人たちが活躍できる環境を整えていくことで、いわゆる活動人口の増加を図っていくことが重要です。

## (2) 土地利用

### ■ 現状と課題

本市では、これまで土地区画整理事業等の面的整備や街路・公園等の都市施設整備に積極的に取り組み、充実した都市基盤を築いてきたこともあり、民間による活発な宅地化と住宅等の建設活動が進められ、ほぼ全市域が市街化されています。今後は、これまでの「つくる」ことを中心とした考え方から、つくったものを「活かし、守り、育てる」を中心とした考え方へと転換する必要があります。

一方、本市は産業都市として発展してきましたが、産業構造、社会経済情勢が大きく変化し、本市産業が厳しい環境にあるなか、内陸部の工業地においては、工場の集約等による移転や廃止に伴い、住宅系用途へと土地利用が転換される傾向が見られます。こうした変化に対しては、周辺地域の状況を踏まえながら適切に対応していくことが必要となっています。

### ■ 土地利用から見たまちづくりの考え方

今後は、地域の住民や事業者が、自らの住まいや地域に愛着を持ち、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための主体的な取組が求められます。そのため、住民や事業者が主体となった地域の特性に応じたルールづくりに向けた取組を行政が支援するなど、協働と参画による地域のまちづくりを進めます。

また、暮らしやすく快適な住環境を備えた、ゆとりある住宅地の形成や、地域の特性を活かした良好な

まちなみ・景観の形成を図るなど、質の高い住まい・まちづくりにより、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的なまちをめざします。

こうしたことから、土地利用を考えるに当たっては、定住・転入の促進につながる良好な住環境の創出、生活にうるおいをもたらす景観や自然環境の保全・創出、産業活力の維持・向上といった点を重視し、住環境と操業環境が共生する、魅力と活力ある都市空間の創出を図っていきます。



# まちづくり基本計画

前期計画

平成25年度～平成29年度  
( 2013 - 2017 )



# III. まちづくり基本計画 (前期計画)

## 1 策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの能力を發揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、本市の最上位の計画として、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

### (1) 施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」の実現に向けた課題と、計画期間における取組の方向性を、「施策」として示しています。

### (2) 各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」をめざしてまちづくりを進めていくに当たって、この計画を基に、市民、事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

### (3) 計画の進め方を示す

行政として計画を進める上で特に力を入れて取り組むことを示すとともに、自律的な自治体運営を続けていくための考え方や計画を着実に進めていくための考え方を示しています。

## 2 計画の期間

この計画の期間は、「まちづくり構想」の前半の5年間である平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までとします。

各施策における取組の方向性は、構想の期間を通して中長期に取り組んでいかなければならないことが中心となっていますが、社会経済情勢等の変化に対応し

ていけるよう、見直しの機会を得るために、計画期間は5か年とするものです。

なお、後期計画については、前期計画における取組の方向性の確認や、その効果の振り返り等を行い、前期計画に必要な修正等を加え、策定することとします。

### 3 施策体系

#### (1) マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す4つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と4つの

「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を4つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

#### (2) 施策間の連携

行政が仕事を進める上で、4つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

たとえば、人をはぐくむ部門（教育等）は、人が活躍できるよう支援する部門（産業部門や地域振興部門等）につないでいくこと、一方で人の活躍を支援する部門は、どのような人材が求められているかを、人をはぐくむ部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

「はじめに」で示したように、これからまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」です。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場など、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を發揮していくことが必要です。

こうしたことから、施策ごとに具体的な取組を進めに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に関係するさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識していきたいと考えています。

#### 「ありたいまち」と施策の関係（右図）について

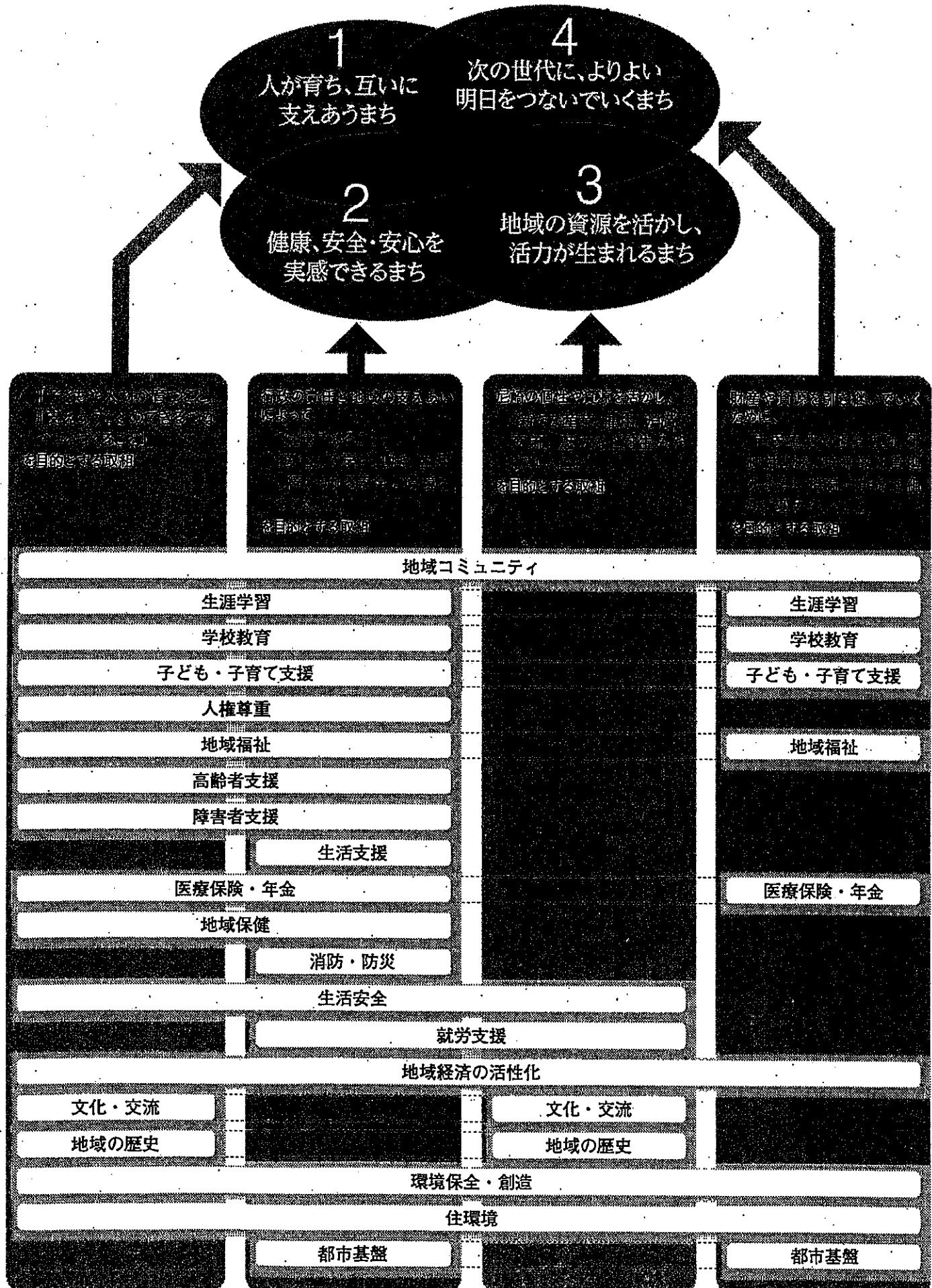
「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力が暮らしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で、4つの「ありたいまち」は、構成されています。

各施策が「どの『ありたいまち』に貢献できるのか」という視点から、「ありたいまち」ごとに関係する施策を示したものが、「施策体系マトリックス」です。

なお、4つの「ありたいまち」自体は、それが独立したものではなく、互いに影響しあうなかで、尼崎市の活力や魅力が高まっていくものと捉えています。

また、施策ごとの具体的な取組内容は、「4. 施策別の取組（各論）」において記載しています。

## 施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）



### (3) 施策の概要

計画を構成する施策名称と施策の展開方向を一覧にしたものです。

あわせて、「施策の展開方向」と、4つの「ありたいまち」との関係も示しています。

|   |  | ありたいまち | ① | ② | ③ | ④ |
|---|--|--------|---|---|---|---|
| 1 住民参加型地域社会の実現であります。  | 1-1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。                              | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 2 生涯学習・生涯活動していく人々のパートicipationにこだわります。  | 1-2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。                        | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 3 まちなかの子どもたちの生きがいづくりをめざします。   | 1-3 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそく進めるしくみづくりに取り組みます。                    | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 4 家庭・地域社会で子どもの育ちを支えます。  | 2-1 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。                  | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 5 人権尊重による文化の息づくまち   | 2-2 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。                                   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 6 地域社会全体で子どもの育ちを支えます。   | 2-3 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。                                     | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 7 高齢者社会で安心して暮らせるまち  | 3-1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。                                 | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 8 地域社会全体で子どもの育ちを支えます。   | 3-2 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 9 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。   | 3-3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。  | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 10 家庭における子育て力を高めます。   | 4-1 家庭における子育て力を高めます。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 11 子どもの主体的な学びや行動を支えます。  | 4-2 子どもの主体的な学びや行動を支えます。  | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 12 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。  | 4-3 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。  | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 13 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。                            | 5-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。                            | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 14 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。      | 5-2 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。      | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 15 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。   | 5-3 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 16 小地域福祉活動を活発にします。  | 6-1 小地域福祉活動を活発にします。  | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 17 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。   | 6-2 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 18 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。  | 6-3 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。  | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 19 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。   | 7-1 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 20 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。   | 7-2 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 21 積極的に地域とかかわることができるよう支援します。  | 7-3 積極的に地域とかかわることができるよう支援します。  | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 22 地域での在宅生活を支えます。   | 8-1 地域での在宅生活を支えます。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 23 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。   | 8-2 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 24 障害のある人の社会への参加を促進します。   | 8-3 障害のある人の社会への参加を促進します。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 25 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。   | 9-1 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。   | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 26 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができますように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。 | 9-2 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができますように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。 | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 27 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。  | 9-3 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。  | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 28 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。                               | 10-1 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。                              | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 29 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。                               | 10-2 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。                              | ◎      | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

| 取り組み方 |                                  | 地域の特徴   | ありたいまち  |
|-------|----------------------------------|---|---------|
|       |                                  | 1 2 3 4   | 1 2 3 4 |
| 11    | (地域保健)<br>「生きいきと健康に安心して暮らせるまち」   | 11-1 ライフステージに応じた健康づくりを支援します。<br>11-2 適切な医療体制の確保に努めます。<br>11-3 健康危機管理体制の確立に取り組みます。   | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 12    | (防災・減災)<br>「消防や防災体制が充実して安全安心のまち」 | 12-1 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。<br>12-2 大切な市民の生命を守るために、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。<br>12-3 地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていくよう、地域の防災力の向上に努めます。 | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 13    | (生活安全)<br>「生活に安心と安心を実感できるまち」     | 13-1 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。<br>13-2 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。  | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 14    | (就労支援)<br>「働き方を高めし、いきいまと並ぶまち」    | 14-1 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。<br>14-2 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。<br>14-3 多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。   | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 15    | (地域経済の活性化)<br>「地域活性化による生きのいのまち」  | 15-1 地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。<br>15-2 環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。<br>15-3 地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。   | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 16    | (文化・交流)<br>「人とつなづけるまち」           | 16-1 地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。<br>16-2 まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。<br>16-3 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。   | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 17    | (歴史の伝承)<br>「歴史を語り合ひまち」           | 17-1 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。<br>17-2 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。<br>17-3 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えています。                              | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 18    | (環境安全・創造)<br>「環境と共生する持続可能なまち」    | 18-1 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。<br>18-2 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なくみへと転換していく取組を進めます。<br>18-3 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。           | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 19    | (住まい)<br>「暮らしやすく快適な住まい」          | 19-1 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていける環境づくりを進めます。<br>19-2 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。  | ◎ ◎ ◎ ◎ |
| 20    | (都市基盤)<br>「安全で安心な街並みで市民生活を支えるまち」 | 20-1 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出しています。<br>20-2 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。   | ◎ ◎ ◎ ◎ |

ありたいまち

- (1) 人が育ち、互いに支えあうまち (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち  
(2) 健康・安全・安心を実感できるまち (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

## (4) 施策ネットワークのイメージ

ここでは、「ありたいまち」の実現に向けて、まちづくりの様々な分野での取組を進めていくに当たって、それぞれの施策がどのように関連しているのか、どのような施策と連携を図っていくべきか、ということを意識していくため、特に関連性の高い施策間のつながりを「施策ネットワークのイメージ」として視覚的に表現しています。

各施策における「施策の展開方向」と4つの「ありたいまち」との関係(27~28ページ)と、他の施策との関連性(35~74ページの施策ごとの「施策リンク」)をもとに、「ありたいまち」ごとに示しています。

### 「施策ネットワークのイメージ」の見方

#### 施策リンク

各施策に記載されている「施策リンク」に基づいて、関連性の高い施策間のつながりを示しています。

#### 施策

「ありたいまち」に向けて取り組む施策のひとつひとつを円で表しています。

それぞれの円は、各施策で示されている、ありたいまちに向けた「施策の展開方向」の数に応じて3段階の大きさで表しています。

#### 施策名称

施策の名称を示しています。

## 住環境

- ② 快適に安心して住み続けられる、魅力ある住環境の形成

## 地域の歴史

- ① 文化財等の地域資源の保存・活用と、地域の歴史等の情報を市内外に発信  
② 市民の学習機会の充実など、ともに学びあえる環境づくり

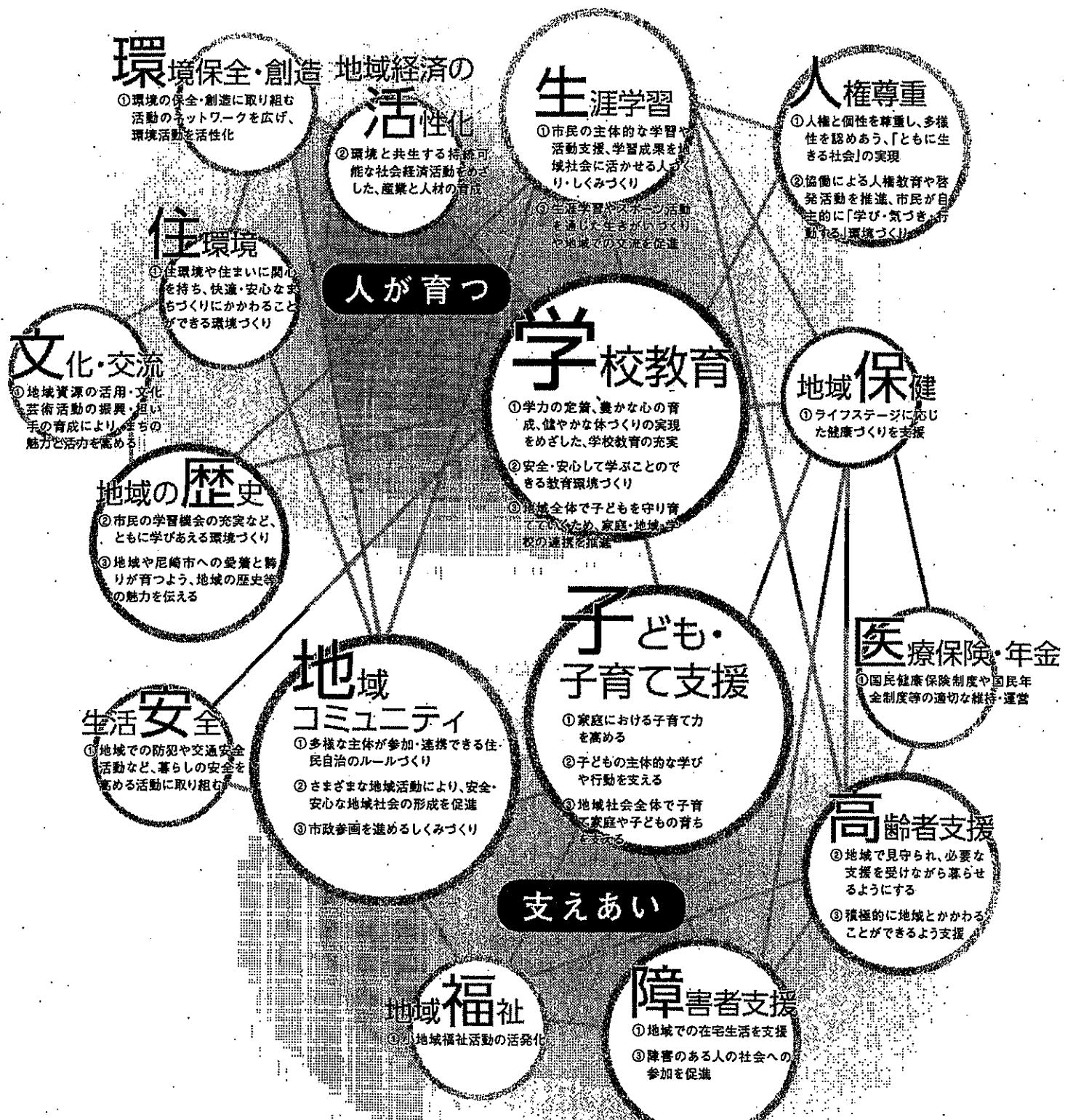
## 文化・交流

- ① 地域資源の活用・文化芸術活動の振興・担い手の育成により、まちの魅力と活力を高める  
② まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造  
③ 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やし、市内外の人の交流を促進

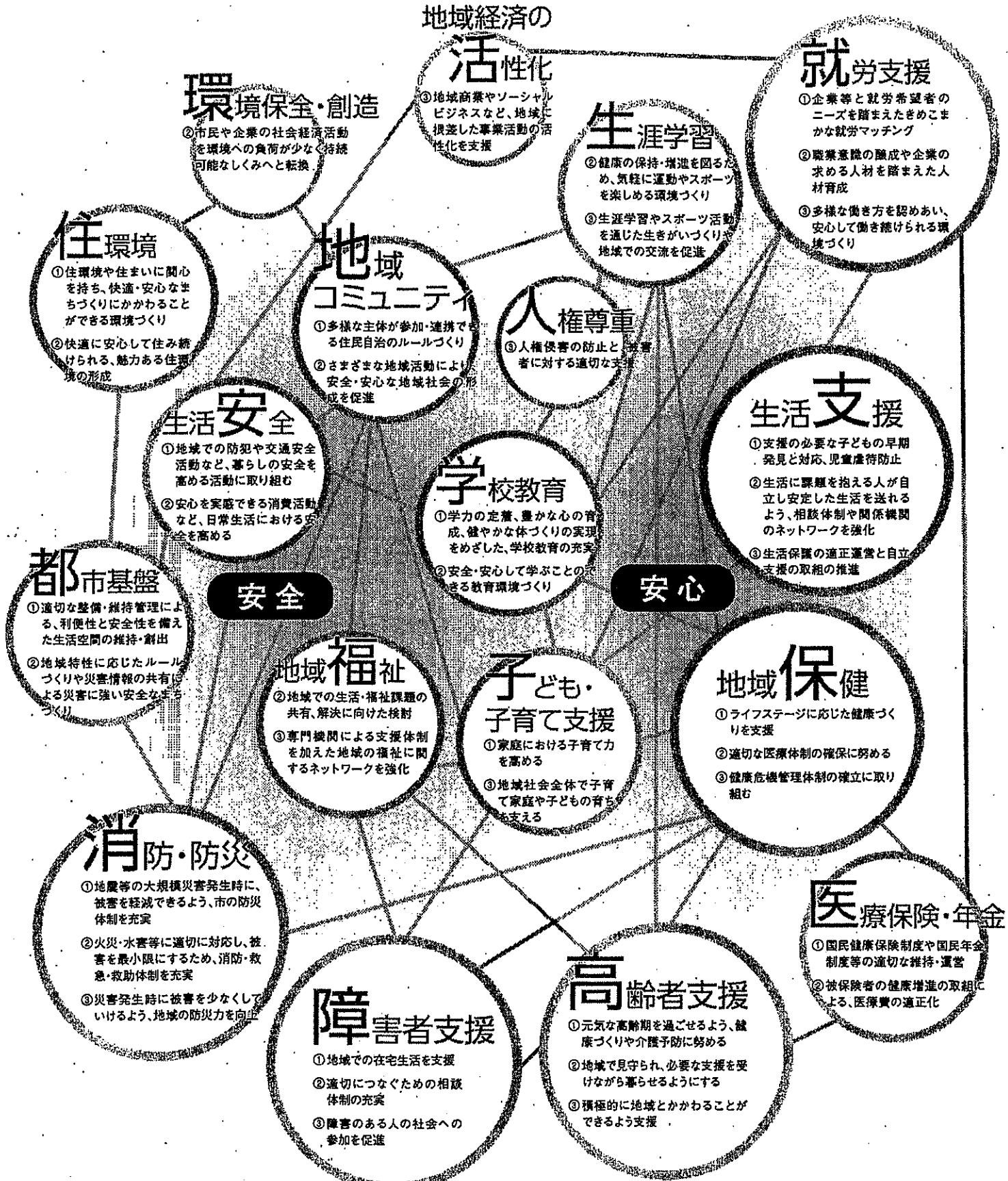
#### 施策の展開方向

各施策に記載されている「施策の展開方向」のうち、当該「ありたいまち」に寄与する展開方向を簡略化して記載しています。

# 1 人が育ち、互いに支えあうまち



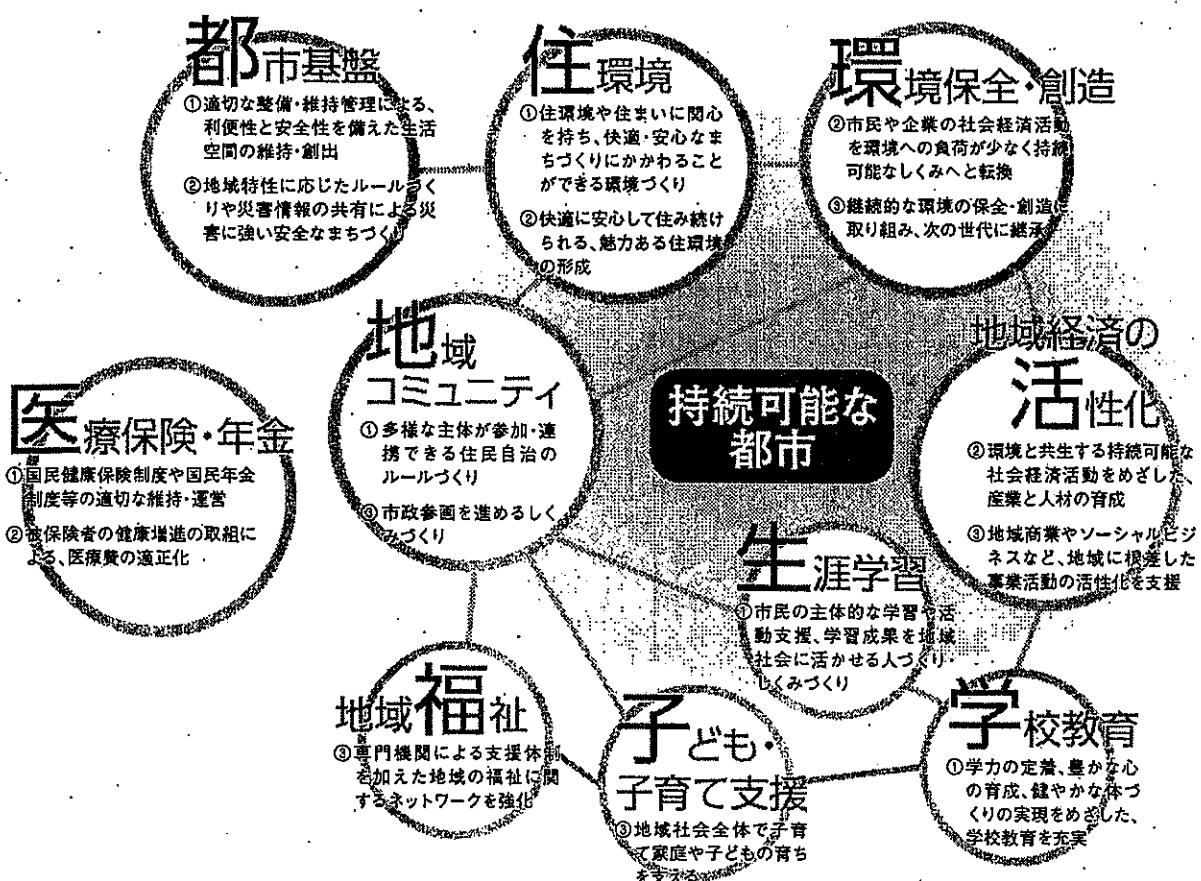
## 2 健康、安全・安心を実感できるまち



### 3 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち



### 4 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち



## 4 施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という4つの目標を共有しており、施策ごとに、「施策の展開方向」と「ありたいまち」との関係を示しています。

また、「3. 各主体が取り組んでいくこと」では、「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができるうこと」や、また、「その活動に対して行

政として支援できること」も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくに当たって、この記載内容を基に、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

### 各論の構成（施策の見方）

#### 1 施策を考える背景

施策を展開していくに当たって踏まえておくべき社会経済情勢や、尼崎市における現状や課題、活用できる資源等について、記載しています。

#### 2 施策の展開方向

「ありたいまち」の実現に向けた各施策の取組を考えるに当たっての、施策展開の方向性を示しています。

また、それぞれの方向性と「ありたいまち」の関連性について図示しています。

#### 施策01 地域コミュニティ

##### みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意

識や地場への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

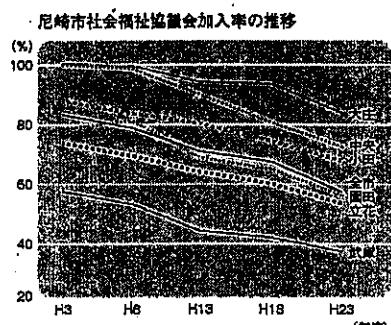
##### 1 施策を考える背景

●情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の嗜好や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が薄れつつあるなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「幹」の重要性が再認識されました。

●まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。

●本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協議会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。

●地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協議会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、



地域活動を担うリーダーや主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民や、NPO等の新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。

●市民アンケートからは、地域活動への参加に興味

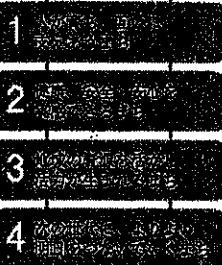
##### 2 施策の展開方向

1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。

2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。

3 市民の提案機会の拡大、広報機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。

ありたいまち



### 3

## 各主体が取り組んでいくこと

「施策の展開方向」に基づいて、市民・事業者・行政が取り組んでいく役割・期待する役割を記載しています。

このうち、市民・事業者と行政が協働で取り組んでいくことや、行政として市民・事業者の取組を支援することなど、相互の連携が求められるものについては、「市民・事業者」の欄の「①」等の数字と対応する形で「行政」の欄に「(⇒①)」という形で記載し、関連性を示しています。

### 施策リンク

「あきたいまち」をめざしていく上で、連携した取組が求められるなど、特に関連性が高い施策とのつながりを「リンク」として示しています。

また、連携の視点として、リンク先の施策に求める内容について簡潔に記載しています。

#### 3 各主体が取り組んでいくこと

|    |   |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①近所づきあい会・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。</li> <li>②地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。</li> <li>③地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。</li> <li>④地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。</li> </ul>  |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 (⇒①②③④)</li> <li>●地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供、地域におけるさまざまな団体のネットワーク化をめざした連携のしくみづくり等に取り組みます。</li> <li>●本市にふさわしい地域における住民自治のルールについて、協議する場をつくります。</li> </ul> |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域コミュニティ活動を担う人材の育成 (⇒②)</li> <li>●職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。</li> </ul>   |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■市民の市政参画を進めるしくみづくり (⇒③)</li> <li>●積極的・的確な情報提供、市民からの政策提案機能を高めるしくみづくり、さまざまな段階での市民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組みます。</li> <li>●地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、市民と行政又は市民同士の交流や活動の機会の提供に努めます。</li> </ul>   |

#### 4 進捗状況を測る主な指標

| 指標名                 | 説明   | 現在までの実績        |
|---------------------|--|----------------|
| 社会福祉協議会の加入率         | 市内最大の住民自治組織である社会福祉協議会の加入率です。   | 59.4% (平成23年度) |
| 提案型協働事業の応募団体の数      | 市内地域課題や社会的課題の解決に向けた、市民・行政双方の協働の取組を進めるため、提案型協働事業に応募してきた団体の数です。        | 7団体 (平成23年度)   |
| 市政に対して関心を持っている市民の割合 | 市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。又は『市の事業等に参加・参画するようになった。』と回答した市民の割合です。 | 40.0%          |

分野別計画等 → 設定のまちづくりの基本方向(H19年度～)、地域福祉計画(H23～28年度)、次世代育成支援対策推進計画(H17～26年度)、地域保健医療計画(H16～24年度)、生活習慣病予防ガイドライン(H23～34年度)

### 4

## 進捗状況を測る主な指標

施策の進捗状況を測る「ものさし」として、指標を設定しています。

毎年度の「施策評価」において、指標の推移を見ながら、施策の展開状況を振り返ります。

ここで「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査(H24.3)」をさします。

### 分野別計画等

尼崎市が策定している分野別の計画等について、この施策に関連するものをまとめています。計画期間については、H24.4.1現在の内容です。  
(※は、期間終了に向け、改定の取組を進めていくもの)

## みんなの支えあいで地域が元気なまち

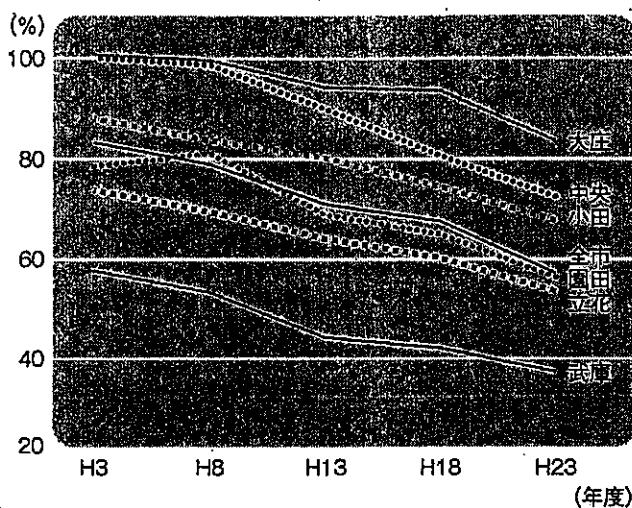
立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域

への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

### 1 施策を考える背景

- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されました。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会<sup>\*26</sup>を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。
- 地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民や、NPO<sup>\*27</sup>等の新しい公共の担い手となる団

尼崎市社会福祉協議会加入率の推移

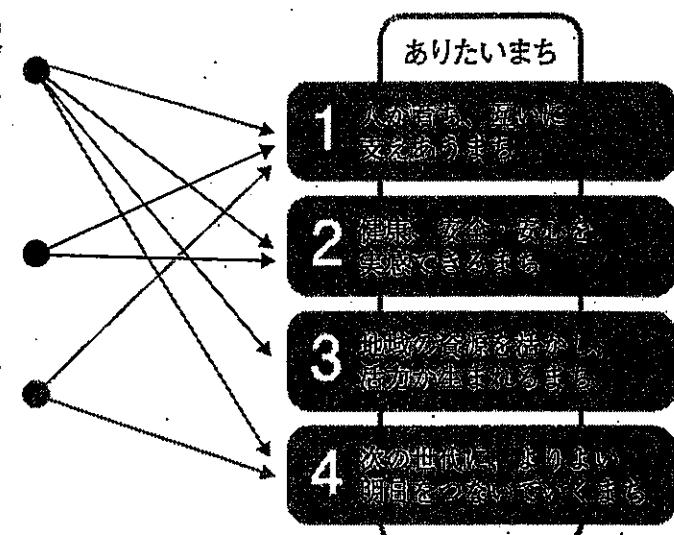


体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。

- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることも課題です。

### 2 施策の展開方向

- 1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会<sup>\*28</sup>にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。
- 2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。
- 3 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。



### 3 | 各主体が取り組んでいくこと

市民  
事業者

- ① 近所づきあいや町会・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。
- ② 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。
- ③ 地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。
- ④ 地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。

行政

#### ■ 地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 (↔①②③④)

- 地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供、地域におけるさまざまな団体のネットワーク化をめざした連携のしくみづくり等に取り組みます。
- 本市にふさわしい地域における住民自治のルールについて、協議する場をつくります。

#### ■ 地域コミュニティ活動を担う人材の育成 (↔②)

- 職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。

#### ■ 市民の市政参画を進めるしくみづくり (↔③)

- 積極的・的確な情報提供、市民からの政策提案機能を高めるしくみづくり、さまざまな段階での市民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組みます。
- 地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、市民と行政又は市民同士の交流や活動の機会の提供に努めます。

### 4 | 進捗状況を測る主な指標

| 指標                             | 説明   | 策定時の値             | 方向性 |
|--------------------------------|--|-------------------|-----|
| 社会福祉協議会の加入率                    | ●市内最大の住民自治組織である社会福祉協議会の加入率です。  | 59.4%<br>(平成23年度) | ↗   |
| * <sup>51</sup> 提案型協働事業の応募団体の数 | ●地域課題や社会的課題の解決に向けた、市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、提案型協働事業に応募してきた団体の数です。          | 7団体<br>(平成23年度)   | ↗   |
| 市政に対して関心を持つている市民の割合            | ●市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業等に参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。 | 40.0%             | ↗   |

分野別計画等

→ 協働のまちづくりの基本方向 (H19年度～)、地域福祉計画 (H23～28年度)、次世代育成支援対策推進行動計画 (H17～26年度)、地域保健医療計画※ (H16～24年度)、生活習慣病予防ガイドライン (H23～34年度)

